

# 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書

北 茨 城 市

東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社

# 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書

北茨城市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法第2条1号に規定する災害をいう。）が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び北茨城市地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護や生活支援等の役割、乙は早期電力復旧等の役割を相互に確認し、災害時等において甲及び乙の連携による防災力の強化と早期電力復旧に資する活動を行うことを目的とする。

## （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の迅速かつ円滑な連携を図るため、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

3 甲は迅速かつ正確な情報を取得することを目的に、乙に対して、甲の指定する場所へ乙の連絡員を派遣要請できるものとする。

## （情報の提供）

第3条 甲及び乙は、災害時等における早期電力復旧を図るため次の情報を相互に提供する。

（1） 甲は乙に対し、復旧を優先すべき次の重要施設の情報を提供する。

ア 生命の危機に直結する医療施設や福祉施設等

イ 開設されている避難所等

ウ 市災害対策本部等が設置されている防災拠点施設等

（2） 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供する。

（3） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断等の情報やそれに伴う復旧状況の情報を提供する。

## （災害時等の相互協力）

第4条 甲及び乙は、早期電力復旧を図るため、次の各号のとおり相互に協力する。

（1） 甲が情報提供する前条第1号に掲げる重要施設への早期電力復旧。ただし、早期電力復旧が困難な場合、甲及び乙は実態を踏まえ協議する。

（2） 電力復旧の支障となる障害物等の除去や道路啓開作業について、甲及び乙が所有する資機材を活用する。この場合において、甲が電線等に接触している障害物等を撤去する場合は、甲は乙に対し安全確認を要請することができる。

（3） 甲及び乙が所有する土地や施設等の利用

（4） 甲及び乙が所有する広報手段による市民への情報発信

(災害時等の備え)

第5条 災害時等における乙の電力設備周辺の樹木に起因した停電の発生を未然に防止するため、平時から計画的な樹木の巡視・伐採等を相互に協力する。

2 災害時に円滑な連携を図るため、甲及び乙は、連絡体制の確認及び情報共有のための会議を開催することができる。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める具体的な役割や実施事項、利用する土地や施設、その他について、必要に応じて覚書等により別に定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が次に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第8条 本協定は、協定締結日の日から効力を生じ、甲及び乙のいずれから協定解除または変更の申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙にて協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月28日

北茨城市磯原町磯原1630番地

甲 北茨城市長

印

水戸市南町2丁目6番2号

東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社

乙 総支社長

印